

原議保存期間 10 年  
(平成 29 年 12 月 31 日まで)

各管区警察局交通担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁規発第 43 号  
平成 19 年 5 月 30 日  
警察庁交通局交通規制課長

### オムニバスタウン構想実施要綱の取扱いについての一部改正について

オムニバスタウン構想実施要綱の取扱いについては、「オムニバスタウン構想の実施において交通警察上留意する点について」(平成 9 年 5 月 30 日付け、警察庁丁規発第 39 号、丁都交発第 50 号。以下「旧通達」という。)をもって通達したところであるが、今般、国土交通省都市・地域整備局長が参画することとなったことも踏まえ、旧通達別紙「オムニバスタウン構想実施要綱の取扱いについて」の一部を別添のとおり改正することとしたので、今後の事務処理上遺憾のないようにされたい。旧通達の別紙からの主な変更点は、下記のとおりである。

なお、本件については、国土交通省から、各関係部局、社団法人日本バス協会会長及び社団法人公営交通事業協会会長あてに通知されていることを申し添える。

### 記

旧通達別紙中、「国土交通省都市・地域整備局長」を加えたほか、所要の見直しをした。

## オムニバスタウン構想実施要綱の取扱いについて

平成 9 年 5 月 30 日

一部改正 平成 19 年 5 月 14 日

警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

国土交通省 都市・地域整備局街路課長

道路局企画課道路経済調査室長

自動車交通局総務課企画室長

平成 9 年 5 月 30 日付けで通知したオムニバスタウン構想実施要綱については、下記のとおり取り扱うこととしたので、留意されたい。

### 記

#### 第一 オムニバスタウン計画において定める事項

オムニバスタウン構想実施要綱（以下「要綱」という。）第二 1 . ( 1 ) イからニまでに定める事項の具体的内容については、別紙のとおりとする。

#### 第二 申請書・届出書

1 . 要綱第四 1 . に定める申請書の様式は別記様式 1 とし、要綱第四 2 . に定める届出書の様式は別記様式 2 とする。

2 . 市町村が前項の申請書及び届出書を地方運輸局に提出しようとするときは、正本 4 通、副本 1 通を提出すること。

オムニバスタウン計画において定める事項の具体的内容

1. バス走行環境の改善が図られること

当該市町村の地域交通の現状を踏まえ、原則として以下に掲げる事項を定めること。

(1) バスの優先走行が確保されるための以下のいずれかに掲げる事項

ア 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、バスの専用・優先レーン（バス専用道路を含む。）が整備されること。

イ 当該市町村の区域内における乗合バスの円滑な運行を支援するため、トランジットモール等のマイカー等に係る交通規制が実施されること。

ウ 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、バス感知式信号機、公共車両優先システム（PTPS）の整備等交通流を円滑にするための交通管理が実施されること。

(2) バスレーン遵守のキャンペーン等関係者によってバス走行環境の改善が図られること。

2. バス交通円滑化のための交通施設等が整備・改善されること

当該市町村の地域交通の現状を踏まえ、原則として以下に掲げる事項を定めること。

(1) 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、パークアンドバスライドシステム、サイクルアンドバスライドシステム等が整備されること。

(2) 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、道路拡幅、交差点改良、バスレーンのカラー舗装化等の整備が行われること。

(3) 当該市町村の区域内における主要な駅前広場、バスターミナル等が整備・改善されること又は当該市町村の区域内における乗合バス路線の主要な停留所がバスベイ、テラス型バス停等として整備・改善されること。

3. バスの利便性等が向上されること

当該市町村の地域交通の現状を踏まえ、原則として以下に掲げる事項を定めること。

(1) 当該市町村の区域内における乗合バス路線の主要な停留所において、バスロケーションシステム、バス接近表示システム等の設備が整備・改善されること又は当該市町村の区域内における主要な交通結節点において、バス総合案内システム等の設備が整備・改善されること。

(2) 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、ノンステップバス車

両、リフト付きバス車両、スロープ付きバス車両又は低公害バス車両を導入すること。

- ( 3 ) 当該市町村の区域内における乗合バス路線の主要な停留所、待合施設、バスターミナル等において、上屋、シェルター等バスの利便性の向上に資する設備等が整備・改善されること。
- ( 4 ) 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、終バスの延長、深夜バスの運行、シャトルバスの運行、ダイヤモンドバスの運行、フリー乗降の実施等運行面の改善が行われること。
- ( 5 ) 当該市町村の区域内における主要な乗合バス路線において、共通運賃制度、乗継運賃制度、特定地域内を自由に乗降できる運賃制度、バスカードの導入等運賃面の改善が行われること。

#### 4 . バスの社会的意義の認識が高揚されること

当該市町村の地域交通の現状を踏まえ、新聞、テレビ、ラジオ等の媒体を活用したバス交通活性化のための広報、ノーカーデイの実施等バスの利用促進を図るためのイベント、バス交通の改善に関する地域住民の意見を聴取するアンケート等の実施等バスの社会的意義の認識の高揚に資する事項を定めること。

番 号  
年 月 日

警 察 庁 交 通 局 長  
国土交通省 都市・地域整備局長  
道 路 局 長  
自 動 車 交 通 局 長 殿

市 町 村 名  
市 町 村 長 名 印

### オムニバスタウン指定申請書

オムニバスタウン構想実施要綱第四 1 . に基づき、オムニバスタウンの指定を下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 . 申請に係る市町村名及び市町村長名

市 町 村 名  
市 町 村 長 名

#### 2 . 当該市町村における地域交通の現状及び課題

##### ( 1 ) 当該市町村の現状

世帯数	世帯 ( 年 月 日現在 )
人口	人 ( 年 月 日現在 )
内 65 歳以上	人 ( 年 月 日現在 )
昼間人口	人 ( 年 月 日現在 )
面 積	m <sup>2</sup> ( 年 月 日現在 )

(2) 地域交通の現状

地域の交通網を示す図面

別途添付

自動車保有台数

台 ( 年 月 日現在 )

道路延長

km ( 年 月 日現在 )

内 バス専用レーン延長

km ( 年 月 日現在 )

バス優先レーン延長

km ( 年 月 日現在 )

バス専用道路延長

km ( 年 月 日現在 )

バス交通の現状

ア. 過去5年度にわたる乗合バスの輸送人員

年度	年度	年度	年度	年度	年度
人員	人	人	人	人	人

イ. 過去5年度にわたる主要な乗合バス路線の輸送人員

運行系統	起点		主たる 経過地		終点		キロ程 (km)	
運行する バス会社								
年度別 輸送人員		年度		人		年度		人
		年度		人		年度		人
		年度		人		年度		人
		年度		人		年度		人

渋滞ポイント等交通のボトルネック箇所の状況

通勤、通学等目的別の交通手段の選択の状況

--

過去5年度にわたる自動車事故の状況

年 度	年度	年度	年度	年度	年度
発 生 数	件	件	件	件	件
死 傷 者 数	件	件	件	件	件

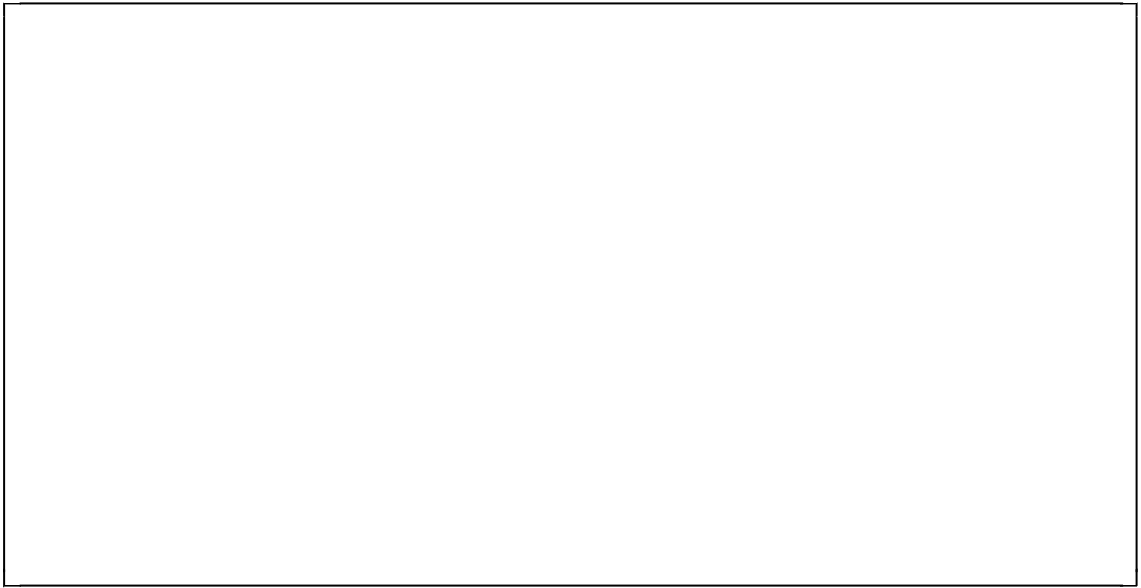
自動車排出ガスによる大気汚染の状況

--

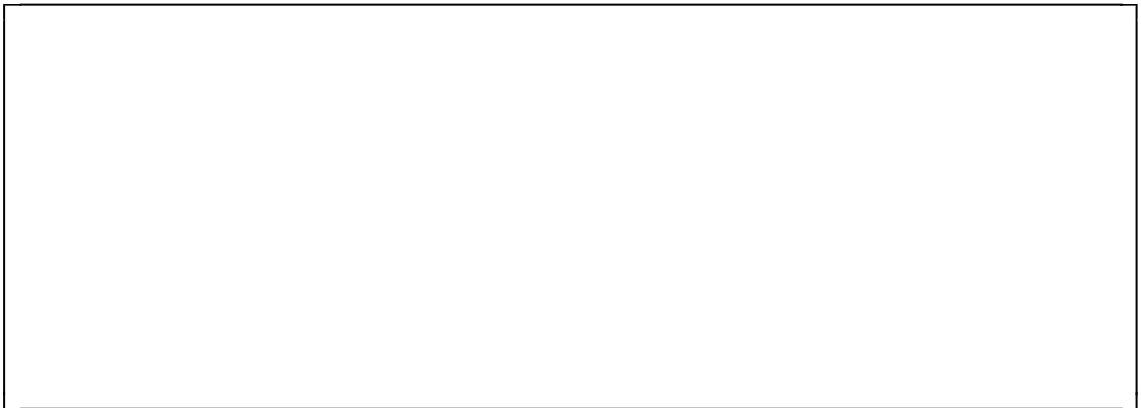
その他特記すべき地域交通の現状

--

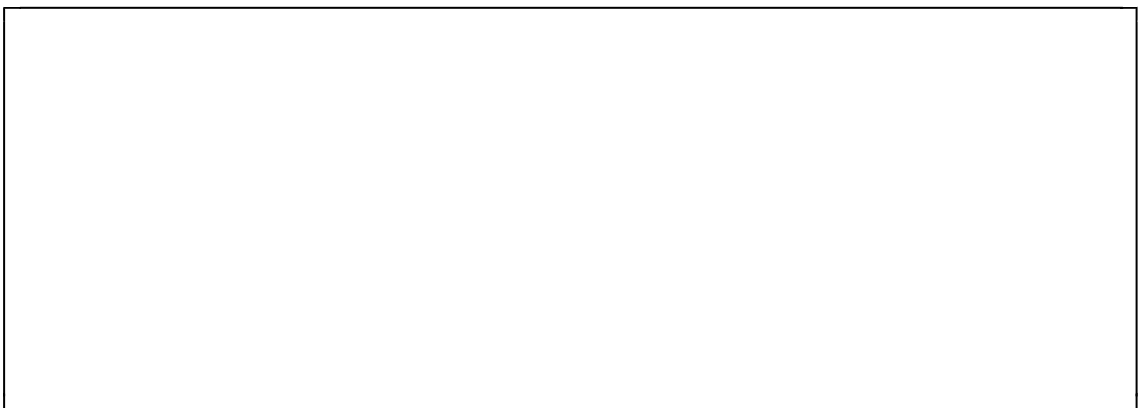
( 3 ) 地域交通の特徴



( 4 ) 地域交通の課題  
地域交通全体の課題



バス交通が解決すべき課題





### 3. オムニバスタウン計画の理念及び基本的方向

オムニバスタウンの意義
オムニバスタウンの目標
地域交通におけるバス交通の位置づけ
今後重点的に取り組む施策
内容
必要性

#### 4. オムニバスタウン計画の内容

##### (1) オムニバスタウン計画に定める事項

事 項	具体的内容
1. バス走行環境の改善が図られること	
2. バス交通円滑化のための交通施設等が整備・改善されること	
3. バスの利便性等が向上されること	
4. バスの社会的意義の認識が高揚されること	

( 2 ) 今後実施すべき事項

具体的内容
実施主体
実施地域
事業に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法
資金の総額 資金の内訳 資金の調達方法
スケジュール
その他必要な事項

5 . オムニバスタウン計画の実施による地域交通の改善の効果

改善すべき事項		具体的な改善効果
人にやさしい交通	バスの定時性の確保等 走行環境が改善すること。	
	交通弱者にとってバス が利用しやすくなること。	
	その他バスの利便性が 向上すること。	
まちにやさしい交通	交通渋滞が緩和される こと。	
	自動車事故が減少する こと。	
	その他地域における自 動車交通が抱える課題 の解決に資すること。	
環境にやさしい交通	自動車排出ガスが低減 すること。	
	その他地域における環 境負荷の低減が図られ ること。	

6 . 他の計画・取組みとの連携

( 1 ) 当該市町村における交通安全に関する計画・取組み

名称	
内容	
自動車事故の防止に関する組織のあり方	
自動車事故の防止に関するこれまでの取組み	
今後の具体的な取組み	
オムニバスタウン計画との関連性	
オムニバスタウン計画との連携のあり方	

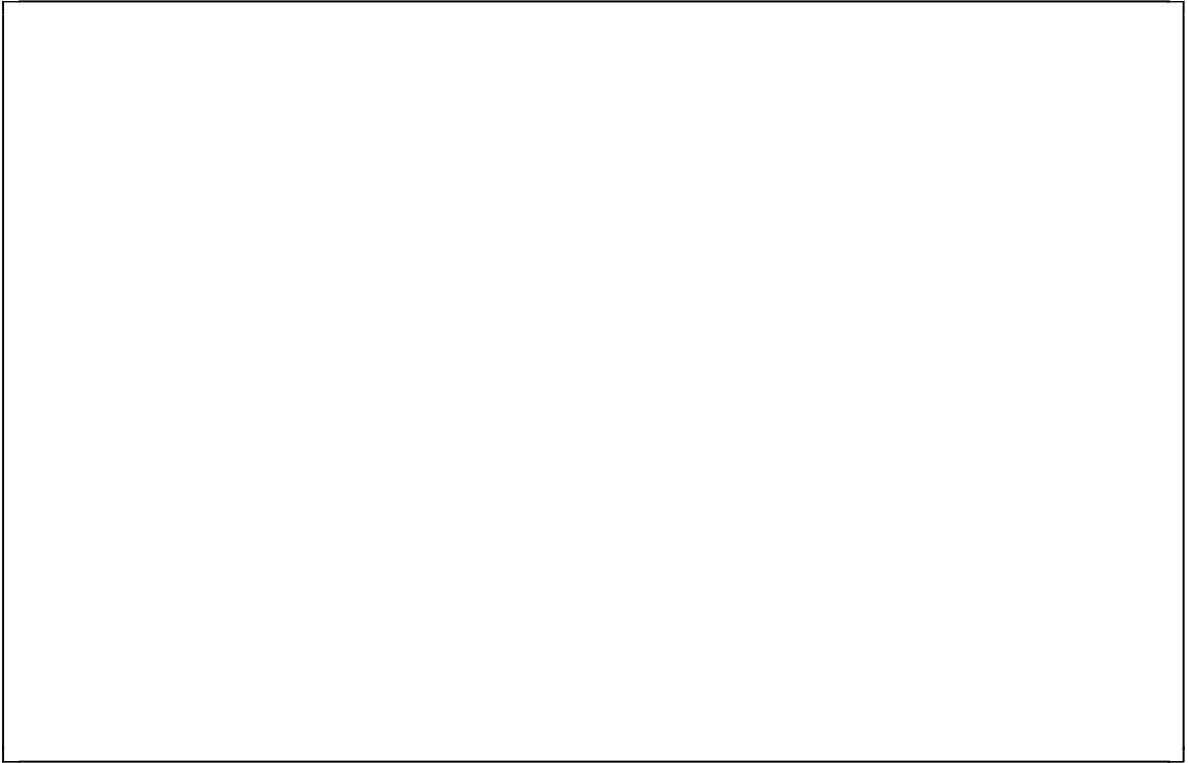
( 2 ) 当該市町村における都市計画等まちづくりに関する計画・取組み

名称	
内容	
まちづくりに関する組織のあり方	
まちづくりに関するこれまでの取組み	
今後の具体的な取組み	
オムニバスタウン計画との関連性	
オムニバスタウン計画との連携のあり方	

7. オムニバスタウン計画の推進体制

(1) 今後の推進体制の整備	
推進すべき組織の名称	
構成員	
設立(予定)年月日	
審議事項	
(2) 関係者との具体的な連携事項	

8 . その他必要な事項

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing additional information or details related to the section header.



## 記載要領

1. 「2.(2) 地域の交通網を示す図面」とは、道路網、バス運行系統、鉄道等その他の交通機関の系統等を示した図面とすること。また、当該図面においては、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点を明らかにし、優先信号制御、バスレーン規制等の交通規制、交通管理の状況が明らかになるようにすること。
2. 「2.(2) 渋滞ポイント等交通のボトルネック箇所の状況」においては、渋滞ポイントなど当該地域交通のボトルネックとなっている箇所を図示し、当該場所における渋滞度、渋滞長、ピーク時平均旅行速度、時間帯別交通量等を示すなどできる限り定量的に交通状況を示すこと。
3. 「2.(2) 通勤、通学等目的別の交通手段の選択の状況」においては、既存の調査等を活用するなどして、通勤、通学等利用目的別の交通手段の選択の状況をできる限り定量的に示すこと。
4. 「2.(2) 自動車排出ガスによる大気汚染の状況」においては、既存の測定局測定結果等を活用するなどして、できる限り定量的に当該市町村の大気汚染の状況を示すこと。
5. 「2.(2) その他特記すべき地域交通の現状」においては、他の地域と比べて当該地域特有の交通の状況などを定性的定量的に示すこと。
6. 「5. オムニバスタウン計画の実施による地域交通の改善の具体的な改善効果」は、以下の例を参考として定性的だけでなくできる限り定量的に証明すること。
  - ・バスの定時性の確保等走行環境が改善すること。  
乗合バスの実測速度の向上（予測）、実測所要時間の短縮（予測）等
  - ・交通弱者にとってバスが利用しやすくなること。  
ノンステップバス、リフト付きバス、スロープ付きバス等の導入比率の向上等
  - ・その他バスの利便性が向上すること。  
情報提供設備の増加、シェルター設置率の向上等

- ・交通渋滞が緩和されること。  
渋滞ポイントにおける渋滞度の低下・渋滞長の短縮（予測）、時間帯別交通量の低減（予測）、都心までの所要時間の短縮（予測）等
- ・自動車事故が減少すること。  
事故件数の減少（予測）等
- ・自動車排出ガスが低減すること。  
自動車排出ガス量の低減（予測）等

7. 「7.(2) 関係者との具体的な連携事項」においては、当該市町村を所轄する都道府県警察本部、地方整備局、地方運輸局、当該市町村をその区域に含む都道府県、当該市町村の区域内の道路に係る道路管理者、当該市町村を管轄する警察署、当該市町村をその区域に含む都道府県バス協会、当該市町村の区域内に路線のある一般乗合旅客自動車運送事業者等関係者と連携して行うオムニバスタウン計画における具体的な事項について記載すること。

8. 「8. その他必要な事項」においては、当該市町村の現状を踏まえ特記すべき事項など、1.～7.に記載されている事項以外に記載する必要があると判断する事項について記載すること。

別記様式 2 (日本工業規格 A 列 4 番)

番 号  
年 月 日

警 察 庁 交 通 局 長  
国土交通省 都市・地域整備局長  
道 路 局 長  
自 動 車 交 通 局 長 殿

市 町 村 名  
市 町 村 長 名 印

### オムニバスタウン計画変更届出書

オムニバスタウン構想実施要綱第四 2 . に基づき、オムニバスタウン計画の変更を下記のとおり届け出します。

#### 記

- 1 . 申請に係る市町村名及び市町村長名  
市 町 村 名  
市 町 村 長 名
- 2 . 変更の内容 ( 新旧の対照を明示すること。 )
- 3 . 変更を必要とする理由